



交通安全情報

～ストップ・ザ・交通事故～

令和8年8月31日

道警函館方面本部

交 通 課

生活道路における法定速度60km/h→30km/hへ

令和8年9月1日より、生活道路における自動車の法定速度が引き下げられます。

○ 自動車の法定速度が30km/hに引き下げられる道路

中央線又は車両通行帯のいずれも設けられておらず、かつ、中央分離帯などが無い比較的狭い道路



○ 自動車の法定速度が引き続き60km/hの道路

- 1 道路標識又は道路標示による中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路



- 2 道路の構造上又は柵その他の工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路



- 3 高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの（例～料金所、一般道路と高速道路をつなぐ、いわゆる「ランプ」）

- 4 自動車専用道路 

 従来通り、道路標識等による指定がある場合は、その速度に従ってください 